

大津湖南都市計画布施野地区地区計画の決定（守山市決定）

大津湖南都市計画布施野地区地区計画を次のように決定する。

名 称		布施野地区 地区計画	
位 置		守山市播磨町田地先	
面 積		約 5.3 h a	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当地区は、守山市中部の市街化調整区域に属する既存集落地域である。現在、自治会館として存在している建物は、かつて浄土真宗の原始形態である“道場”があったと想像されており、地域住民に親しまれていた。また、奥中央に質素な仏間があり、ご本尊（絵像）、左右の脇掛がお祭りされ“万願寺”と称されており、先人たちが「いのりの場」「寄り合いの場」として大切に守ってきた。</p> <p>現在もなお布施野の住民は自治会館内に仏間を設け、従前と同じように先人たちが伝え残してくれた‘万願寺’を‘布施野の宝’として大切に守り、歴史・文化として次世代に伝承するために努力を続けている。</p> <p>しかしながら、少子高齢化や離町者の増加で人口減少が著しく、これらの活動を含む地域行事の実施が困難な状態になっている。また、高齢者の多い地域であるため、防災・防犯活動、災害時の避難・救助活動等、安全・安心の面での課題が懸念されている。このことにより、布施野地区では「地域の連帯感・信頼感が地域の安全・安心・未来に繋がる」を合言葉に‘まちづくり’を進める中、「バランスの良い住民構成と、連帯感・信頼感の溢れる安全・安心な居住環境を形成する地域」にする為の地区計画の策定により、周辺の田園風景にマッチした豊かな自然環境と次世代を視野に入れた居住環境のもと地域住民の連帯感・信頼感溢れる安全・安心な地域コミュニティの維持・発展を図ることを目標とする。</p>	
	土地利用の方針	<p>田園景観を維持・保全し、ゆとりのある低層戸建住宅地域としての確実な土地利用を図る。なお、良好なまちづくりの観点から、開発目的は住宅を専らとして、道路沿線における土地利用は後背地の土地利用を阻害しないように配慮するとともに、道路を築造する場合は、努めて当該道路が行き止まり道路となることの無いように計画を行う。</p> <p>また、一級河川である法竜川の流下能力に鑑み、法竜川流域に係る 500 m²以上の面的な土地の区画・形質の変更を行う行為については、地区計画全体の 100 倍流域において、ネックポイントとなる箇所までの流下能力の検証を行い、必要な調整機能を持たせなければならない。なお、施設計画における計画降雨規模は、市および県が策定する「開発に伴う雨水排水計画基準」に基づき、原則、1 ha 未満の開発行為は、年超過確率 1/10、1 ha 以上の開発行為は 1/50 とする。500 m²未満については、宅地内の貯留施設等を配置する等可能な限り河川への負荷の軽減に努めなければならない。</p>	
	地区施設の整備方針	<p>荒神社周辺については、防災上の安全性および良好な居住環境を確保するため、敷地全体を緑地として保全する。</p> <p>緊急車両の通行が円滑におこなえるよう、地区内の狭あいな道路で地区施設の道路として位置づけたものについては、原則として、狭あい道路整備を行う。</p>	
	建築物等の整備方針	<p>ゆとりある良好な都市環境の維持及び増進を図るため、建築物の用途の制限、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物の容積率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、建築物等の高さの最高限度、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離などの制限を行い、周囲の恵まれた自然環境と調和した低層・低密な住宅地が形成されるよう誘導する。また、オープンスペースの確保および緑の創出に配慮し、うるおいとやすらぎのある集落づくりの観点から、緑化の推進と良好な街区景観の形成に資するため、垣または柵の構造の制限を定める。なお、建築物に設ける居室は、床上浸水被害を受けにくい高さとなるよう留意する。</p>	
	その他の当該区域の整備および保全に関する方針	<p>既存集落内の狭あいな道路については、生活環境の向上を図り、安全で住みやすいまちづくりのため、狭あい道路整備事業を活用するなど、狭あい道路の解消に向けた取り組みを行う。健康で文化的な生活環境や安心して暮らせる地域コミュニティの維持・活性化に供するため、公園緑地の保全を図り、適切な維持管理に努める。</p>	
地区整備計画	地区施設の配置および規模	道路	区画道路（幅員 4m、延長約 530m）道路の後退線については、建築基準法第 42 条第 2 項による。整備については、原則、守山市狭あい道路整備事業に関する要綱を適用する。
		公園緑地	緑地（面積約 650 m ² ）

地区 区分	区分の名称	A地区	
	区分の面積	約 5.3 h a	
	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 1. 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号、以下「法」という。）別表第 2（い）項第 1 号に規定する住宅（長屋住宅を除く） 2. 法別表第 2（い）項第 2 号に規定する住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令で定めるもの 3. 法別表第 2（い）項第 4 号に規定する学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）、図書館その他これらに類するもの 4. 法別表第 2（い）項第 5 号に規定する神社、寺院 5. 法別表第 2（い）項第 6 号に規定する老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの（有料老人ホーム、介護老人保健施設については、守山市開発許可制度の取扱い基準の提案基準 15、18 に基づくものとする。） 6. 法別表第 2（い）項第 8 号に規定する診療所 7. 法別表第 2（い）項第 9 号に規定する巡查派出所、公衆電話所その他これらに類する政令で定める公益上必要な建築物 8. 都市計画法第 29 条第 1 項第 2 号、第 3 号および第 11 号に規定される建築物。ただし、前各号に掲げるものについては、それぞれ当該各号の規定による。 9. 都市計画法第 34 条第 1 項第 1 号、第 4 号、第 7 号および第 14 号に規定される建築物（給油所、特定工作物を除く。第 14 号については守山市開発許可制度の取扱い基準の提案基準 28 の介護保険法、老人福祉法、障害者総合支援法に基づく社会福祉施設に限る。）ただし、第 1 号から第 7 号までに掲げるものについては、それぞれ当該各号の規定による。 10. 前各号の建築物に付属するもの（法施行令第 130 条の 5 に定めるものを除く）
		建築物の建ぺい率の最高限度	60%
		建築物の容積率の最高限度	100%
		建築物の敷地面積の最低限度	240 m ² ただし、本地区計画にかかる都市計画決定時に適合しない土地について、次のいずれかに示す場合は適用しないものとする。 (1)本地区計画の都市計画決定時に建築物の敷地として使用されており、その全部を一つの敷地として使用する場合。 (2)本地区計画の都市計画決定時に存する所有権その他の権利により、その全部を一つの敷地として使用する場合。
		建築物等の高さの最高限度	10m 北側斜線を第一種低層住居専用地域と同様とする。
		壁面の位置の制限	建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は 1 m 以上とする。
		建築物等の形態または色彩その他の意匠の制限	1. 建築物等は、周辺の景観および街並みと調和する形態・意匠とする。 2. 建築物等の色彩は、周辺環境に配慮した落ち着いた色調とする。 3. 屋根は勾配屋根とするなど、周辺の自然景観や集落景観と調和したデザインとする。
		垣またはさくの構造の制限	管理上必要最小限の範囲とし、道路沿いに垣、さくを設置する場合は、開放性のあるもので美観を損ねるおそれのないものとする。また、防災安全上、コンクリート造、コンクリートブロック造、補強コンクリートブロック造、石積み造および煉瓦造としてはならない。ただし、宅地地盤面からの高さが 0.8m 以下のものはこの限りでない。
建築物の緑化率の最低限度		15%（建築物の敷地面積が 240 m ² 以上のものに限る）	

「区域は計画図表示のとおり」